



静岡県知事委託職業訓練【全寮制による合宿型教育訓練】

【岩手県・宮城県・福島県】

被災離職者のための 建設機械オペレータコースA

【建設業専門の職業訓練校、

『富士教育訓練センター』

が再就職を応援します】

建設業の経験・未経験は問いません。次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ①公共職業安定所に求職申込をしている方（男女不問）。
- ②訓練修了後3ヶ月以内に地元建設業に就職する意欲のある方。
- ③普通自動車免許をお持ちの方

注）被災離職者とは、東日本大震災の発生時に、岩手県・宮城県・福島県の区域内に居住していた方、または、この三県で就業しており、震災により離職を余儀なくされた方をいいます。



＝取得できる資格＝

車両系建設機械(整地等)運転技能講習
 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
 大型特殊自動車運転免許

＝講習日程＝

第1回	平成24年1月	9日(月)～1月20日(金)
第2回	平成24年1月	23日(月)～2月 3日(金)
第3回	平成24年2月	6日(月)～2月17日(金)
第4回	平成24年2月	20日(月)～3月 2日(金)
第5回	平成24年3月	5日(月)～3月16日(金)
第6回	平成24年3月	19日(月)～3月30日(金)

●訓練目標

大型特殊自動車運転免許の取得に加え、建設現場を再現した実践型作業場において車両系建設機械を実際に運転操作し、整地運搬・積込み・解体に関する技能修得を目指します。

●仕上がり像

建設現場で即戦力となり得る人材の育成を目指すカリキュラムです。復旧・復興工事において、大型特殊自動車と車両系建設機械を安全に運転・操作できる技能者になることです。

●講座の概要

募集定員：10名/回

申込まれた方の地域単位ごとに調整し、講習日程を連絡いたします。

訓練期間：12日間 《移動は、講習初日の前日(日曜日)と最終日の翌日(土曜日)となります。》

受講会場：職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会

富士教育訓練センター

※自動車教習所：吉原自動車学校 静岡県富士市伝法906-3 TEL:0545-71-2345

訓練形体：全寮制による合宿型教育訓練

受講料：無料 (ただし、交通費の一部(5,000円)、大型特殊免許の申請手数料・交付手数料は受講者負担となります。なお、雇用保険等の移転費の給付対象にはなりません。)

宿泊料：無料

訓練内容：カリキュラムの内容は、3ページをご覧ください。



■お申し込み・カリキュラムについてのお問い合わせは・・・

富士教育訓練センター

TEL：0544-52-0968

静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課

TEL：054-221-2821

静岡県立沼津技術専門校

TEL：055-925-1071



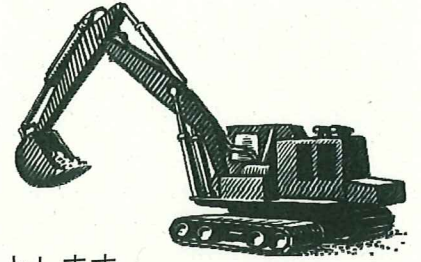
■募集方法等【入校までの手順】

1. 受講申込書の提出（応募は1講座のみです。同時に複数講座の応募はできません。）

(1) 提出書類：委託訓練受講申込書【写真貼付】

(2) 提出方法：4ページ『受講申込書提出の流れ』により行って下さい。

(3) 提出先：住所地を管轄するハローワークの窓口へ提出してください。



2. 募集の締切、訓練の実施について

(1) 締切日：随時募集しています。各回の開始1週間前の月曜日を締切日とします。

※第1回の締切は、年末年始の都合上、12月22日(木)とします。

※申込が少ない場合その回は中止し、すでに申込みされた方は、次回以降に繰り下げます。

(2) 受講決定：締切日、または定員に達した時点で募集を締め切り、受講を決定いたします。

(受講申込書に記載いただいた講習日程の第1～3希望をもとに地域単位で調整します。)

3. 入校案内

受講決定者に対しては、入校案内をお送りいたします。その後、ハローワークに出向き、受講あつせん（受講指示・受講推薦・支援指示）を受けて下さい。

「入校案内」に、バス乗降場所、持ち物等が記載されています。忘れ物が無いよう注意して下さい。

※なお、あらかじめ、写真2枚(正面上半身脱帽、縦3cm×横2.4cm、最近3ヶ月以内に撮影したもの)、本籍が記載されている住民票をご用意下さい。

4. 富士教育訓練センター(受講会場)との間の移動方法

講習初日の前日と最終日の翌日に、貸切バスにより移動します。

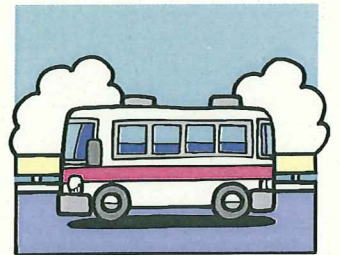
長距離になりますが適宜トイレ休憩等を取りながら移動いたします。

出発日当日は、富士教育訓練センター職員が同行いたします。

※乗降予定場所(原則として各地区のハローワークを計画しています)

岩手県：宮古、釜石、大船渡 宮城県：石巻、塩釜、仙台 福島県：福島、二本松、郡山

注) 上記以外の地域の方は、出発当日最寄りの乗降予定場所へお越しください。なお、上記以外の地域の方が多数になった場合、乗降予定場所を新たに設けることがあります。



5. 受講会場

職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会

富士教育訓練センター

静岡県富士宮市根原字宝山492番地の8

TEL：0544-52-0968 FAX：0544-52-1336



■カリキュラムの内容

車両系建設機械 (整地等用・解体用) 運転技能講習	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 (学科)	車両系建設機械(整地用等)の原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ電気装置、警報装置及び走行に関する付属装置の構造及び取扱い方法	5時間
	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識 (学科)	車両系建設機械(整地用等)(解体用)の種類及び用途作業装置及び作業に関する付属装置の構造及び取扱い方法、車両系建設機械(整地用等)(解体用)による一般的作業方法	6時間 (整地用5時間) (解体用1時間)
	運転に必要な一般的事項に関する知識(学科)	運転に必要な力学及び土質工学、土木施工の方法	4時間 (解体用30分)
	関係法令(学科)	労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条例	2時間 (解体用30分)
	走行の操作(実技)	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	20時間
	作業のための装置の操作 (実技)	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	6時間 (解体用2時間)
	修了試験(学科・実技)		5時間 (解体用2時間)

※整地用等、解体用、共に学科修了試験、実技修了試験があります。修了試験に合格後、修了証を発行いたします。

※整地用等の資格取得後に解体用を実施いたします。

大型特殊自動車	第1段階・教習項目	車の乗り降りと運転姿勢 自動車の機構と運転装置の取扱い 発進と停止、速度の調節、走行位置と進路 時機をとらえた発進と停止、目標に合わせた停止 カーブや曲がり角の通行、坂道の通行、後退 狭路の通行、通行位置の選択と進路変更 障害物への対応、標識・標示に従った通行 信号に従った走行、交差点の通行(直進) 交差点の通行(左折)、交差点の通行(右折) 見通しの悪い交差点の通行、踏切の通過 教習効果の確認(みきわめ)	3時間
	第2段階・応用走行	路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置 進路変更、信号、標識・標示に従った運転 交差点の通行、歩行者等の保護 道路および交通の状況に合わせた運転、駐・停車 方向転換、縦列駐車、急ブレーキ、自主経路設定 危険を予測した運転 教習効果の確認(みきわめ)	3時間
	卒業検定		6時間

※自動車教習所の卒業検定に合格後、卒業となります。

住所地の公安委員会に出向き、手続きをして下さい。

実技実習	積み込み、運搬、整地作業 (実技)	ブルドーザ、バックホウ、ホイールローダ、ダンプトラックなどの始業点検、前進・後進、進路変更、掘削、積み込み、運搬、整地などの基本操作について繰り返し実技実習を行います。	16時間
------	----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	------

■富士教育訓練センターとは・・・

富士教育訓練センターは、富士山の西麓、標高900mの朝霧高原にあります。豊かな自然に囲まれた理想的な教育訓練環境の中で、建設業における質の高い技術者・技能者を育成するため、全建設産業界が協力して設立した教育訓練施設です。

また、富士教育訓練センターは全寮制となっており、集団生活を通じて「ものづくり」に必要な規律正しい行動・協調性・チームワークの重要性を理解させることに重点を置いた教育訓練内容も取り入れています。

■本コースの特徴

1. 資格取得及び免許取得のための講義・実習が含まれています。万が一、欠席されますと資格及び、免許の取得ができません。資格修了試験及び卒業検定に合格すると資格・免許が付与されます。
2. 実習は、少人数単位にて実施します。教官・講師と直接対話するつもりで学んで下さい。遠慮無く質問して下さい。疑問と対話の中で得るものは大変貴重です。
3. 建設業経験者にかかわらず、幅広く募集いたします。建設機械の運転・操作の資格を取得し、被災地域の復旧・復興作業に尽力したい方に対するコースです。
4. 講義は、富士教育訓練センターの職員と建設業界の一線で活躍している講師が行います。また、大型特殊免許は、自動車教習所にて教習いたします。
5. 普通自動車運転免許証を持っている方が対象です。二輪自動車免許のみを持っている方は、入校できません。

■受講申込書提出までの流れ

- ①岩手県、宮城県、福島県に住むあなたの住所または居所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）で就職相談を受ける。
当コースの職業訓練を受講したいことを窓口の相談員にお知らせ下さい。

- ②当コースのカリキュラムや合宿型（規律を守った集団生活）で実施する職業訓練であることなどをご理解の上、受講申込書を記入（写真添付）する。

- ③上記①のハローワークで手続きを行う。受講申込書【写真添付】の提出

■受講申込書を提出した後の流れ

